

相続定期預金

(2025年2月1日現在)

1. 商品名	相続定期預金
2. ご利用いただける方	<p>相続により取得された資金を1年以内にお預けいただける個人のお客さま</p> <p>※ 他金融機関で手続きされた資金もお預け入れ可能です。</p> <p>※ 相続により取得した、死亡保険金、不動産、株式などの換金代金も対象となります。</p> <p>※ 以下①、②、③の内容がそれぞれ確認できる書類をご提示ください。</p> <p>① お預けいただく方が相続人または受遺者であることが確認できる書類</p> <p>② お預け入れ原資が相続により引き継いだことが確認できる書類</p> <p>③ 相続手続き完了時期(相続資金受取日等)が確認できる書類</p> <p>例：戸籍謄本の写し、遺産分割協議書の写し、遺言書の写し(公正証書遺言または自筆証書遺言検認手続済のもの)、金融機関発行の領収書等の写し、被相続人名義の解約済通帳、計算書の写し、保険会社より送付される「支払通知書」、金融機関に提出した依頼書の写し 等</p> <p>当金庫で相続手続きをされた方は、相続手続き時の書類で、上記①、②、③が確認できる場合、確認書類は原則不要です。(他金融機関で手続きされた資金を合算する場合は確認書類をご提示ください)</p> <p>契約時に追加の書類をご提示いただく場合がございます。</p>
3. 期間	<p>1年、3年、5年</p> <p>※ 満期時は、お預け入れ時のご指定により、自動継続(元金継続または元利金継続)のお取り扱いが可能です。</p>
4. お預け入れ方法	
(1) お預け入れ方法	一括してお預け入れいただきます。
(2) お預け入れ金額	<p>1円以上</p> <p>(相続により取得された資金の範囲内とさせていただきます)</p>
(3) お預け入れ単位	1円単位
5. 払い戻し方法	満期日以後に一括して払い戻しいたします。
6. 利息	
(1) 適用金利	<ul style="list-style-type: none"> ・ お預け入れ時、スーパー定期または自由金利型定期預金(大口定期)の店頭表示の利率に、上乗せ利率「年 0.10%」【お預け入れ期間1年】または「年 0.15%」【お預け入れ期間3年・5年】を加えた利率を適用します。 ・ 初回満期経過後は、店頭表示の利率を適用します。 <p>※ 上乗せ利率は、毎年4月1日と10月1日に見直します。</p>

(商品説明書)

(2) 利払い方法	<ul style="list-style-type: none">・ 預入期間 1 年のものは満期日以後に一括してお支払いいたします。・ 預入期間 3 年・5 年 お預入れ金額 1,000 万円未満 半年複利で計算し、満期日以後に一括してお支払いいたします。お預入れ金額 1,000 万円以上 1 年ごとの応当日に中間利払いをいたします。 中間利払時の利率・・・約定利率×70% (小数点第4位以下切り捨て) 中間利払利息はお預け入れ時のご指定口座へ入金いたします。 中間利払利息を差し引いた利息の残額は、満期日以後に元金とともにお支払いいたします。
(3) 計算方法	付利単位を 1 円とし、1 年を 365 日とする日割計算を行います。
7. 税金	20.315%の源泉分離課税 (国税 15.315%・地方税 5%) ※ 2013 年 1 月 1 日から 2037 年 12 月 31 日までの期間は、復興特別所得税が付加されています。 ※ マル優 (障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」) がご利用できます。なお、マル優ご利用の場合は非課税となります。
8. 手数料	—————
9. 付加できる特約条項	
当座貸越	<ul style="list-style-type: none">・ 定期預金を総合口座取引の担保定期預金として組み入れ、総合口座の普通預金口座からの貸越(残高がマイナスになることを当座貸越といいます)を利用することができます。・ 総合口座の当座貸越限度額は、定期預金の合計額(エース預金もご利用の場合は合算します)の 90% (千円未満切り捨て) または 300 万円のうちいずれか少ない金額とします。・ 貸越利率は、担保とする定期預金の約定利率に 0.50% を上乗せした利率となります。なお、担保預金が複数ある場合には定期預金利率の低い方から適用されます。

<p>10. 満期日前解約(中途解約)の取り扱い</p>	<ul style="list-style-type: none"> 満期日前に解約(中途解約)する場合は、次の中途解約利率(小数点第4位以下切り捨て)により計算した利息とともに払い戻しいたします。 <p>※ 預入金額 1,000 万円未満の 3 年・5 年のお預入れについては、利息を中途解約利率により半年複利で計算した利息とともに払い戻しいたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> 中間利払い済みである場合、利息計算の結果、支払済みの中間利息が中途解約利息額を上回る場合があります。その場合、利息の差額は解約元金から控除いたします。 <p>【預入期間 1 年】</p> <table border="1" data-bbox="544 600 1394 734"> <thead> <tr> <th>中途解約日までの預入期間</th> <th>中途解約利率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6 か月未満</td> <td>中途解約日における普通預金の利率または約定利率×30%のいずれか低い利率</td> </tr> <tr> <td>6 か月以上 1 年未満</td> <td>約定利率×50%</td> </tr> </tbody> </table> <p>【預入期間 3 年】</p> <table border="1" data-bbox="544 768 1383 969"> <thead> <tr> <th>中途解約日までの預入期間</th> <th>中途解約利率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 年未満</td> <td>中途解約日における普通預金の利率または約定利率×20%のいずれか低い利率</td> </tr> <tr> <td>1 年以上 1 年 6 か月未満</td> <td>約定利率×40%</td> </tr> <tr> <td>1 年 6 か月以上 2 年未満</td> <td>約定利率×50%</td> </tr> <tr> <td>2 年以上 3 年未満</td> <td>約定利率×70%</td> </tr> </tbody> </table> <p>【預入期間 5 年】</p> <table border="1" data-bbox="544 1010 1383 1211"> <thead> <tr> <th>中途解約日までの預入期間</th> <th>中途解約利率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 年 6 か月未満</td> <td>中途解約日における普通預金の利率または約定利率×10%のいずれか低い利率</td> </tr> <tr> <td>1 年 6 か月以上 3 年未満</td> <td>約定利率×20%</td> </tr> <tr> <td>3 年以上 4 年未満</td> <td>約定利率×40%</td> </tr> <tr> <td>4 年以上 5 年未満</td> <td>約定利率×70%</td> </tr> </tbody> </table>	中途解約日までの預入期間	中途解約利率	6 か月未満	中途解約日における普通預金の利率または約定利率×30%のいずれか低い利率	6 か月以上 1 年未満	約定利率×50%	中途解約日までの預入期間	中途解約利率	1 年未満	中途解約日における普通預金の利率または約定利率×20%のいずれか低い利率	1 年以上 1 年 6 か月未満	約定利率×40%	1 年 6 か月以上 2 年未満	約定利率×50%	2 年以上 3 年未満	約定利率×70%	中途解約日までの預入期間	中途解約利率	1 年 6 か月未満	中途解約日における普通預金の利率または約定利率×10%のいずれか低い利率	1 年 6 か月以上 3 年未満	約定利率×20%	3 年以上 4 年未満	約定利率×40%	4 年以上 5 年未満	約定利率×70%
中途解約日までの預入期間	中途解約利率																										
6 か月未満	中途解約日における普通預金の利率または約定利率×30%のいずれか低い利率																										
6 か月以上 1 年未満	約定利率×50%																										
中途解約日までの預入期間	中途解約利率																										
1 年未満	中途解約日における普通預金の利率または約定利率×20%のいずれか低い利率																										
1 年以上 1 年 6 か月未満	約定利率×40%																										
1 年 6 か月以上 2 年未満	約定利率×50%																										
2 年以上 3 年未満	約定利率×70%																										
中途解約日までの預入期間	中途解約利率																										
1 年 6 か月未満	中途解約日における普通預金の利率または約定利率×10%のいずれか低い利率																										
1 年 6 か月以上 3 年未満	約定利率×20%																										
3 年以上 4 年未満	約定利率×40%																										
4 年以上 5 年未満	約定利率×70%																										
<p>11. 一部払い戻しの取り扱い</p>	<table border="1" data-bbox="523 1245 1458 1592"> <thead> <tr> <th>預入期間</th> <th>お預け入れ金額</th> <th>払戻可否</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 年</td> <td>—</td> <td>お取り扱いできません。</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">3 年 5 年</td> <td>300 万円未満</td> <td>お預け入れ日から1年経過後、一部払い戻しができます。</td> </tr> <tr> <td>300 万円以上 1,000 万円未満</td> <td>お預け入れ日から1年経過後、預入額 300 万円を超える金額のみ一部払い戻しができます。</td> </tr> <tr> <td>1,000 万円以上</td> <td>お取り扱いできません。</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 一部払い戻し時の利率は、お預け入れ日(ご継続日)から一部払い戻し日までの期間に応じた上記 10 の中途解約利率によります。 一部払い戻し後、残りのお預かり金額は、当初お預け入れの利率がそのまま適用されます。 	預入期間	お預け入れ金額	払戻可否	1 年	—	お取り扱いできません。	3 年 5 年	300 万円未満	お預け入れ日から1年経過後、一部払い戻しができます。	300 万円以上 1,000 万円未満	お預け入れ日から1年経過後、預入額 300 万円を超える金額のみ一部払い戻しができます。	1,000 万円以上	お取り扱いできません。													
預入期間	お預け入れ金額	払戻可否																									
1 年	—	お取り扱いできません。																									
3 年 5 年	300 万円未満	お預け入れ日から1年経過後、一部払い戻しができます。																									
	300 万円以上 1,000 万円未満	お預け入れ日から1年経過後、預入額 300 万円を超える金額のみ一部払い戻しができます。																									
	1,000 万円以上	お取り扱いできません。																									
<p>12. 預金保険制度</p>	<p>この預金は預金保険の対象であり、同保険の範囲内(1預金者あたり当金庫での全額保護の預金商品以外の預金総額のうち、元本 1,000 万円までとその利息)で保護されます。</p>																										
<p>13. 金利情報の入手方法</p>	<p>店頭の情報・ディスプレイまたは当金庫ホームページをご覧ください。</p>																										

14. 苦情処理措置(ろうきんへの相談・苦情・お問い合わせ)	ご契約内容や商品に関する相談・苦情・お問い合わせは、お取引店または下記のフリーダイヤルをご利用ください。 【近畿労働金庫 お客さまセンター】 受付時間:平日 9:00～18:00 電話番号:0120-191-968 なお、苦情対応の手続きについては、別途パンフレット「当金庫の苦情処理措置および紛争解決措置について」を用意しておりますのでお申し付けいただくか、当金庫ホームページをご覧ください。 ホームページアドレス https://www.rokin.or.jp/						
15. 紛争解決措置(第三者機関に問題解決を相談したい場合)	<ul style="list-style-type: none">紛争解決のご相談先として下記の第三者機関をご案内します。下記以外の「第三者機関」については、「当金庫の苦情処理措置および紛争解決措置について」をご請求いただくか、当金庫ホームページでご確認ください。 <table border="1" data-bbox="552 779 1425 1126"><tr><td style="text-align: center;">【公益社団法人 民間総合調停センター】</td></tr><tr><td style="text-align: center;">受付時間：平日 9:00～17:00(正午～午後1:00を除く) 電話番号：06-6364-7644</td></tr><tr><td style="text-align: center;">【弁護士会】</td></tr><tr><td>・「東京弁護士会紛争解決センター」 受付時間：平日 9:30～12:00、13:00～16:00 電話番号：03-3581-0031</td></tr><tr><td>・「第一東京弁護士会仲裁センター」 受付時間：平日10:00～12:00、13:00～16:00 電話番号：03-3595-8588</td></tr><tr><td>・「第二東京弁護士会仲裁センター」 受付時間：平日 9:30～12:00、13:00～17:00 電話番号：03-3581-2249</td></tr></table> <p>※ 全国「ろうきん」の中央機関である「一般社団法人全国労働金庫協会」の「ろうきん相談所(受付時間:平日 9:00～17:00 電話番号:0120-177-288)」へお問い合わせいただいた場合は、上記「弁護士会」をご案内しています。</p> <p>※ お客さまから、上記「弁護士会」に直接お申し出いただくことも可能です。なお、上記「弁護士会」は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で問題の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に問題を移管し解決する方法(移管調停)もあります。</p> <p>※ ご利用にあたっての詳細については、各機関へお問い合わせください。</p>	【公益社団法人 民間総合調停センター】	受付時間：平日 9:00～17:00(正午～午後1:00を除く) 電話番号：06-6364-7644	【弁護士会】	・「東京弁護士会紛争解決センター」 受付時間：平日 9:30～12:00、13:00～16:00 電話番号：03-3581-0031	・「第一東京弁護士会仲裁センター」 受付時間：平日10:00～12:00、13:00～16:00 電話番号：03-3595-8588	・「第二東京弁護士会仲裁センター」 受付時間：平日 9:30～12:00、13:00～17:00 電話番号：03-3581-2249
【公益社団法人 民間総合調停センター】							
受付時間：平日 9:00～17:00(正午～午後1:00を除く) 電話番号：06-6364-7644							
【弁護士会】							
・「東京弁護士会紛争解決センター」 受付時間：平日 9:30～12:00、13:00～16:00 電話番号：03-3581-0031							
・「第一東京弁護士会仲裁センター」 受付時間：平日10:00～12:00、13:00～16:00 電話番号：03-3595-8588							
・「第二東京弁護士会仲裁センター」 受付時間：平日 9:30～12:00、13:00～17:00 電話番号：03-3581-2249							
16. その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none">お申し込みの際には、別途、「相続定期預金申込確認書」をご提出いただきます。満期日の前日までに自動継続停止の申し出があった場合、満期日以後の利息は、満期日から解約日の前日または書替継続日の前日までの日数、および解約日または書替継続日における普通預金の利率により計算します。						